

肥後藩における村高について

松本 寿三郎

はじめに

近世肥後藩に関する研究の中で、村落構造の研究はもつとも多くの成果をあげた分野である。しかしながら詳細に点検してみると、近世初期の研究に集中しており、近世全期についての村落研究や中・後期の研究は殆んど空白に近いのが現状ではないであろうか。その理由の一つとして史料制約があげられているが、近年、各地の町村史刊行によって近世史料も飛躍的に採訪されており、こうした成果に基づいて村落構造の歴史的発展過程を問題にできる日が近いと考えられる。

本稿では、従来からその史料的価値を評価されながら十分に活用されなかった「手鑑」類を主な素材とし、「手鑑」類の中心的事項すなわち村高に焦点をおいて、その性格を明らかにするとともに、近世的支配の中で村高が村落のどのようなあり方を表示したかについて検討してみたい。

「手鑑」は他領における「村鑑大概帳」に当るもので、すぐれた村的史料であるが、検地帳・人番帳などの藩的史料との関係がいかなるものであるかという、極めて素朴な疑問にも充分な説明が必要

であり、まず「手鑑」類について考察する。

つきに、村落構造の基礎というべき「村高」についてみれば、従来の肥後藩研究成果の大きな問題点として指摘せねばならない。周知の如く、肥後藩の高には入国当初から幕府御前帳高だと思われる郷高(軍役高)五四万石の表示と、検地の結果に基づくと思われる現高七四万石(後に述べるように七三〇七五万石であるが、本稿では軍役高プラス二〇万石の無役高説をとり以下七四万石と称する)の表示があり、このことは近世肥後藩を研究する誰もが触れながら、本格的に論議されずに終ったために、とくに初期村落の理解に混乱が生じている。

こうした点に留意しながら「村高」とは何かについて検討する。検討に際して、郷高(五四万石)は軍役高・表高・判物高・押領高と呼ばれる事もあるが、郷村帳の村高という意味から郷高に統一し、現高(七四万石)についても同様に今高・実高・内(検)高・当高・有高とも呼ばれるが、現高を用いる。蛇足ながら、現高とは一種の公式表示であって、現実の村高という意味ではないことを断っておきたい。

- (1) 研究史の分析として、久武哲也氏「近世肥後藩の村落構造とその展開過程—玉名郡中宮手永を中心に—」(史林五七巻二号)が要領よくまとめている。
- (2) 刊行されたものとして内村政光氏「肥後藩の農村制度」熊本女子大学歴史研究部編「肥後藩の農業構造」「肥後藩の農村構造」「肥後藩の経済構造」のほか「城南町史」「菟峯村史」「甲佐町史」「小国郷史」「村誌富合の里」「松橋町史」などに関係町村分が所収される。また「玉名高校考古学部報」大津高校郷土研究クラブ「山伏塚」「浜町の歴史」にも出て、刊行物で見ることが出来る。
- (3) 熊本県立図書館蔵、森田誠一氏「肥後藩検地諸帳について」(熊本史学2号)、熊本史学会編「肥後藩検地諸帳目録」
- (4) 東京大学史料編纂所編「大日本近世史料、肥後藩人畜改帳一〜五」、城後尚年・松本編「芦北郡人畜改帳一〜三」
- (5) すでに戦前、中川青氏「郷土史講演集第二集」によれているほか、圭室諦成氏「肥後藩の政治」、西山禎一氏「肥後藩初期の給知の分布について」(「肥後細川藩の研究」所収)、花岡興輝氏「肥後の検地帳—特にその成立について—」(熊本史学29号)、森下功氏「肥後国郡高一覧」(「熊本県史別巻二」所収)、森山恒雄氏「九州の豊臣蔵入地の構造と機能」(「肥後芦北地域の検討」)(熊大「教育学部紀要」23号)、鎌田浩氏「肥後藩の給知制」(熊大「法文論叢」12号)

一 「手鑑」類について

近世において、村の石高・戸数・人数・牛馬などの実態把握に必要な事項を書上げた帳簿が「村明細帳」である。「村差出万巻上帳」「石高家数人数巻上帳」「様子書」など諸種の名称で呼ばれるが、いずれも支配者の命令によって村の状況を詳細に答申した村勢調査の類をさしている。

こうした「村明細帳」の一種に「手鑑」があり、肥後藩では「村明細帳」と呼ばれずにもっぱら「手鑑」と呼ばれている。ところで野村兼太郎氏は「明細帳」と「手鑑」とを区分して、手鑑を「村役人の単なる覚のために村のことに関し大小となく查留めた冊子」と規定し、「答申書である村明細帳のように作為する必要がない」として、手鑑と村明細帳の史料的性格の相違に留意を喚起しておられる。肥後藩ではそうした村明細帳の称がなく、手鑑と称した報告書も多くみられるから、同じ手鑑という記録の中で史料的価値に留意しなければならぬ。

1 村手鑑

肥後藩の郡村支配では、藩行政の末端機関として郡ごとに任ぜられる御郡代は、原則として現地居住することなく、藩庁に出仕し折節地方に出かける程度であり、実際の仕事は惣庄屋(手永会所)が郷村を統轄し、後には代官をも兼帯して行政・徴税の担当者として職務を担っていた。

従って肥後藩の村の実態は、村から手永に報告され、そこで手永

ことに纏められて郡代を経て御郡頭へと送せられることになっていった。こうした郡村支配方式のために、個々の村から報告されたいわゆる「村明細帳」の類は多く手永会所で手永分が纏められたあと反故にされ、その際に惣庄屋・会所役人の許に保管されたものだけが今日僅か数家について残されるにすぎない。それでも「村明細帳の研究」に云う村明細帳は「役高揃帳」「選数・惣人数・惣牛馬数改帳」など十種に余るものをあげることができる。

従来の研究が専ら「手永制度」に注目したために、村明細帳の類は見落されていたが、肥後藩においても村明細帳によって、村の実態をみることは可能である。

庄屋が報告書としての村明細帳を作成した際の控・心覚えとして残したものが、「村手鑑」で、職務がら田畑・戸数・人数など徴税に関する事項が中心になっているが、村の実態を詳細に伝えており、現在では手永手鑑ほど多くは得られないけれども各地の庄屋文書の中に見出される。

報告書としての「村明細帳」と、庄屋の手控としての「村手鑑」について比較すれば、村明細帳が調査事項に従った内容に限られるのに対し、村手鑑は村のいろいろな事項について記すという内容上の相違はあるけれども、両者の統計には相違がない。両者には野村兼太郎氏が指摘した危惧は当たらない。

2 手永手鑑

手永会所では、毎年村庄屋からの報告をうけて村々の実態を把握し、これを上級役所である御郡代に報告している。そのための備忘録として手鑑が会所に備付けられていたが、毎年書改められたので

はないようだ。そのことは手永手鑑が郡代の交代や惣庄屋引継ぎに際して作成されていることから推測できる。いま、現存手永手鑑の成立動機が明らかかなものをあげてみると、およそ次の事情があげられる。

一、郡代の交代に伴うもの

Ⅰ、惣庄屋の交代に伴うもの

Ⅱ、会所役人の心覚えのためのもの

宛名をもつ手鑑(Ⅰ・Ⅱ)は次の13種があげられる。

1 延宝3・5 湯浦手永手鑑 湯浦滑大夫→木村久之丞宛
2 元禄15・閏5 湯浦手永大川内手鑑 湯浦孫兵衛→田中十郎・

榎井新八宛

3 寛保3・4 内牧手永手鑑 内牧次右衛門→大村源内宛

4 寛延4・8 中村手永蔵納手鑑 中村次右衛門→宇佐川宇左衛

門宛

5 宝暦7・5 布田手永手鑑 手代平助→永田小左衛門・二塚伊

左衛門宛

6 寛政6・正 田迎手永手鑑 芥川茂次左衛門→除野金五宛

7 文政8・5 横手手永手鑑 柴田啓助→除野金三郎宛

8 文政8・10 本庄手永手鑑 大賀謙次→

9 文政8・11 田迎手永手鑑 成松忠平→除野金三郎宛

10 安政2・4 横手手永手鑑 大賀純右衛門→松崎次兵衛宛

11 安政2・5 池田手永手鑑 布田太郎右衛門→松崎次兵衛宛

12 安政2・6 田迎手永手鑑 田迎安左衛門→右田才助宛

13 安政2・7 本庄手永手鑑 古閑才藏→右田才助・上妻半右衛

門宛

※名称はすべて手永手鑑と統一した。

右のうち差出し人は5布田手永手鑑を除いてすべて惣庄屋であり、宛名は6田迎手永手鑑・7横手手永手鑑・9田迎手永手鑑の除野氏が不明(御郡代手附横目か)であるが、8本庄手永手鑑は惣庄屋古閑才蔵に宛てたものらしい(古閑家に伝来している)、ほかは御郡代に差出されたものである。

その一つ「南郷布田手永万覚付御手鑑帳」⁽¹⁶⁾は、奥巻に

右は布田手永万覚御手鑑調上申候、以上、

宝曆七年五月

御郡代に当る

右の通り御郡代衆御替の節調上申候事、御両所に候へは二冊調上申候也、竝数は今度御改め有之候竝数つけ申候、尤総人数・歩高共に右同前改め御内検衆の一紙も納申候也、

永田小左衛門殿

二塚伊左衛門殿

とあって、竝数などは新しい資料に基づいているがそれ以外については触れていないところをみると以前のままであることが想像されるのである。Ⅱでは文政八(一八二五)年惣庄屋の交代に伴って、先任の大賀謙次から古閑才次に引継がれた本庄手永略御手鑑帳は村高・物成だけのものと田畝・田高・物物成・畑畝・畑高・畑物成を記載した二種の手鑑⁽¹⁷⁾が作成されている。

会所役人の心覚えのための手鑑が最も多く残存しており、そのために圭室藩成氏は報告書としての「村明細帳」に対して「手永手

鑑は会所役人の忘備録である」と⁽¹⁸⁾、その価値を高く評価されたが、実物によって比較してみると、報告書としての手鑑と備忘の覚書としてのそれは数値の上で全く変化がないことが明らかになった。

むしろ考慮せねばならないのはⅡに属する手鑑のうち「巡見使略御手鑑」⁽¹⁹⁾の類が、巡見使への応待のために写されたもので、ほかの普通の手鑑では現高をとるのに対して、郷高によっている事である。この種の手鑑は藩への報告書ではなく幕府役人に応待するものであるから、郷高を採用しているのである。

こうした郷高の手鑑は普段手永会所に備え付けられてなかったとみえて、天保九年の巡見使来訪の際の記録に。

御巡見様^Ⅱ被差出置候御手鑑一折差越候間。御案内之者共其懸

〳〵之所村高等写取、御道筋等間違無之様精々御達被置候様、尤折本ハ早々通達有之、廻り留りも可被差返候、

七月十五日

坂本庄左衛門

稲津 久兵衛

阿蘇・南郷・合志・菊池

山鹿・玉名御郡代衆完り⁽²⁰⁾

とある。藩から必要な地方へ差廻し、これを写させたことが知られる。明らかに藩をあげて作爲しているのである。勿論、幕府御前帳に登録された表高は郷帳高であるから、虚偽の報告をしたというのではなく、幕府報告用の公式の高を称したのであるうけれども、現実に藩内で行なわれている村高Ⅱ現高とは異なるものであった。

従って同じ手鑑と称していても御巡見様略手鑑を同列に論ずることができない。この点、両者を同時に収録している「肥後藩の農村

第1表 主要手永手鑑の内容

	本庄手永手鑑	南郷布田手永	中富手永	矢部手永	大津手永	深川手永	湯浦手永	杉島河江中山	池田手永	(矢部手永)	鮎田郡	鮎手永	甲佐手永	北里手永	横手手永	正院手永	池田手永	池田手永	木倉手永	北里手永
	天保15	宝暦7	文化11	安政6	寛政2	文化11	延宝3	文化9	安政2	安政4	文政2	文政7	元禄12	安政2	文政9	嘉永6	天保15	文化元		
1 庄屋	○	○	○					○	○						○			○	○	
2 高(本方)	△	○	○	○	△	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
3 土物成	△		○		△	△		○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
4 免	△		○	○	△	△		○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
5 田 畝	△		○		△	△		○	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△	△
6 土物成	△				△	△						△	△	△	△	△	△	△	△	△
7 米 反	△		○		○	○			○			△	△	△	△	△	△	△	△	△
8 畑 畝	△		○		△	△		○	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△	△
9 土物成	△				△	△			△	△		△	△	△	△	△	△	△	△	△
10 諸 床	△																			
11 諸新地	△		○		△	△	○	○	△	△	△	△	△	△						△
12 請物成	△																			
13 免	△																			
14 田畑畝	△																			
15 野 開	△	○			△	△			△	△	△						△			△
16 運上銀	△	○																		
17 反 当	△																			
18 諸畝物	△		○		△	○			△	△	△									△
19 上納米	△																			
20 撫 反	△																			
21 田畑畝	△																			
22 請 藪	△	○	○		△	△						△					△			△
23 上納米	△	○																		
24 反 当	△																			
25 御 藪	△				△				△	△							△			△
26 上ヶ米	△		○		△	○						△	△							
27 大 豆	△				△							△	△							
28 御園糶	△				△	△														△
29 高懸寸志	△																			
30 諸出銀	△		○		△					△						△				
31 竈 数	△	○	○		○	○			△	△	△	△	△	△					△	△
32 惣人数 男女	△	○	○		△	△	○	○	△	△	△	△	△	△					△	△
33 牛 馬	△	○	○		△	△	○		△	△	△	△	△	△					△	△
34 道路(道規)	△	○			○	○				△	△									
35 糖、堤	△	○			△					△						△				
36 山・川・滝	△	○	○	○					△			△			△				△	△
37 村 境	△											△								○
38 里数木	△			○					△											△
39 出小屋	△				△															
40 御 山	△	○			△	△	○				△	△					△			△
41 小 麦	△				△							△								
42 胡 麻	△																			
43 壹歩半米	△				△							△	△							
44 請免下	△		○																	
45 茶床代銀		○			△							△	△							△
46 諸札(職人)		○			△	△					△	△			△				△	△
47 在 宅				○	△	△			△	△		△		△	△				△	△
48 在御家人		○			△	△	○		△	△	△	△	△	△	△				△	△
49 寺 社		○	○	○		○			△	△	△	△			△	△			△	△
50 橋											△									
51 下ヶ名			○										小村							小村
52 撫 反			○																	
53 御畝免開			○			△						△	△				△			△
54 御備米			○																	
55 御蔵払			○																	
56 高 札			○	○	△	△			△			△			△				△	△
57 古城趾				○					△							△			△	△

※ ○印は村別記載 △印は手永の集計を示す

樽造」の取扱いは注意を要する。

さて、現存する「手永手鑑」は、村々から差出された報告を集録するものであるが、その記載は種々さまざまで、手永としての集計を欠くもの、逆に手永集計だけで村ごとの記載を欠くもの、村ごとに詳細に記載したものなどがある。第1表参照。「手永手鑑目錄之事」には69ヶ条の記載事項をあげているが、流布しているものはそれほど詳細でないものが多い。ただし、手鑑として共通性が高いのは、村高・物成と竝数・人数・牛馬数および社寺・在御家人・在宅人の項で、これらが村落支配の主要事項として重視されているさまを指摘できよう。

つきに、手鑑に収録される内容をみれば、中期の手鑑には蔵納分と給知分とが別冊とされる事例があげられる。肥後藩では次のように

第一期 寛永10——延宝7 地方知行制

第二期 延宝8——天和2 蔵米支給

第三期 天和3——正徳2 再び地方知行

第四期 正徳3—— 再び蔵米支給

正徳三(一七二二)年以来蔵米支給が行なわれ、名目的には幕末まで知行制がみられるいわゆる擬制的知行制がとられるのであるが、直所務ではなくなっても農民への人身的支配が残っているようで、そのためか「中村手永御蔵納手鑑」²⁴⁾は蔵納地のみを収録する反面、「下益城河江手永御給知高反別帳」²⁵⁾「内牧手永御給知高反別帳」²⁶⁾は、給人別の高反別物成を収録している。ただし給知高反別帳が給知庄屋から給人に差出されるのではなく、手永分だけ纏められて惣庄屋

から郡代に差出されていることは、すでに給知分も蔵納地と同じく郡代——惣庄屋——庄屋の支配系統に御郡方支配に含まれることを示している。

近世後・末期においては、一応蔵納・上知・給知の名称を残しながらも村高の内に含まれて記載されている。但し、処によっては幕末にも給人別御免帳が作られることがある。これも手永手鑑の一種と解されるが、本題から離れるので別途検討することとし、所在の箇に止める。

3 郡代手鑑

「肥後藩の農村樽造」に「飽田・既麻郡手鑑」が収録されている。寛政年間飽田・既麻郡代であった佐久間平大夫の家に伝来されたもので、同家にはほぼ同じ時期の「飽田・既麻寺社御家人名附」も所蔵されているという。前述のように手永手鑑は郡代の交代に伴なって新しい郡代に手永の実態を報告するものとして差出されたから、当然支配地内の数手永の手鑑が手許に置かれていたであろうし、右の場合は郡代佐久間平大夫が支配する飽田・既麻両郡の手永別集計のみを編纂して所持したものであろう。同書所収の「深川・河原両手永合級の手鑑」や明治初年の「河原・深川・中村高寄手鑑」も同じように郡代によって編纂されたもので、手永手鑑の変形とみてよいであろう。宇土支藩の知行所は下益城・宇土両郡に散在するが、これら両郡の各手永手鑑では宇土支藩知行地を削除しており、宇土支藩の側で把握している。下益城郡での「杉島・廻江・河江・中山四手永宇土御知行所村々略反別帳」はその一例とみられ

る。これまた郡代手鑑の一種と見てよいであろう。

4 國中手鑑

諸郡の手永手鑑は時として郡奉行（宝暦六年郡代と改称）から差出されて藩主の進覽に供せられたようで、次の史料にみるように延享三年十二月には藩主のもとに提出されている。

以手紙啓上仕候、諸御郡手永〱手鑑帳追々御奉行衆々差出シ申候分、左之通為持進覽仕候、

- 一、六冊鎭田 一、貳冊託麻 一、貳冊宇土
- 一、三冊八代 一、貳冊山本 一、四冊山鹿
- 一、貳冊菊池 一、八冊阿蘇 一、八冊南郷
- 一、貳冊野津原

右之通御座候、以上

十二月廿四日

郡方

右之通儘取申候、以上

山本三郎右衛門様

これだけでは玉名・山本・上益城・下益城・芦北五郡について差出されたかどうか判然としないが、領国の半分だけ統計が進覽に供されなかったとは考えられないので、恐らくこの前後に提出されたであろう。

こうして手永から提出された手鑑は各手永一冊としても五十二、三冊にものぼる大部なものであり、これでは藩域全体を容易に把握し難いので、御郡間あたりで「國中手鑑」を編集したと思われる。「御國中田畑高物成惣一紙帳」は系統としては高田畑反別帳に属す

るもので、肥後全域の蔵納・給知・古新地・御郡方新地・諸開の地目ごとに土物成・免・田積を計上し、これを郡別・手永別に發出した文字通りの土地・租税台帳で、御郡方支配の基礎をなすものである。

「肥後国略手鑑」(仮称)は、郡ごとに惣庄屋名・郷高・現高・蕪高を記すほか、國中の御預人・御預高(ナシ)・御城米(ナシ)・郷帳高・八代城付・芦北詰人・船敷・長崎詰人・天草詰人・肥後豊後類族人數・金銀山並銅錫鉄鉛山・御高札建所・諸郡御番所の一四項目をあげ、地方のうち藩士に関わる部分を主にするものであり、「肥後國中寺社御家人名附」は手永ごとに村名・在御家人・寺社・番所・造酒屋・御郡筒・浦船・漁船・高札場・園境など重要事項を纏めていて、両者は若干重複するところもあるが、系統を異にするものと思われ、補い合って地方の実態を伝えるものとなっている。

歴代の藩主もまた差出された手永手鑑や独自の調査によって藩の全域を網羅した手鑑を作成している。宣紀時代のものには「手鑑」とあり、宗孝時代のものには「肥州録（肥州録は宗孝手鑑）」とある。重賢時代と思われるものは「肥集録」と名づけられているが、右の名称に限らず「元文肥州録」と称するものもある。内容はほぼ同じもので五十三項からなる。

藩主の手鑑は、第十三項に御國中惣高之事として郡村名をあげているが、この数値に二通りのものがみられる。「宣紀時代手鑑」および「肥後国手鑑」(仮称)と中川斎氏蔵「お手鑑」は現高をあげているのに対し、それ以外の「肥州録」「肥集録」は郷高をあげて

いる。

國中手鑑の記載で石高以外に変化がみられるところは、第十五項肥後国・豊後国領地人教之事であつて、この項は最も新しい調査時の数値が示されるので変化がみられる。人教については現実の姿を反映したものと見えよう。

藩主の手鑑は、一つには幕府・巡見使への接待やそのための心覚えの性格もあり、また一つには領内把握という手鑑本来の性格をも併せ有するといえよう。

以上略述した諸種の「手鑑」は、それぞれの職務上必要な事柄を記載し、携帯して参考にする性質のものであるから、懐帳とよばれる小型のもので、小さな字でびっしりと書きこまれたものが多い。しかもそれぞれの職掌によって内容が異なっており、村手鑑は村方内部の田畑・物成について地域ごと・農民の個々の持高・人畜に至るまで把握するのに対して、惣庄屋の手永手鑑では村方については概要にとどめ、手永の集計に重点がおかれている。また会所の分職によると思われる省略がみられるなど、用途による編集が行なわれたようだ。こうした傾向は國中を網羅する手鑑の場合に、藩主の手鑑と御那方による國中手鑑とが全く異なった編集でなされていることでも推測されるように立場により把握の仕方が異なっている。手鑑は近世における村落の具体的な表示ではあつても、これを統計資料として利用する際には、それぞれの手鑑の作成意図を考慮に入れる必要がある。

注

(5) 野村兼太郎氏「村明細帳の研究」

(6) 「百姓寄合断」(熊本史学46号)に「御郡代様も其御郡に在宅ならさぞよかろふといふ融合之事」とある。

(7) 延宝八年二月十六日、御惣庄屋に後代官兼帯被仰付(拾芥函配)。

(8) 阿蘇郡小国町「北里文書」・「室原文書」、熊本県立図書館受託「藤岡文書」、熊本市蓮台寺町「古閑文書」、玉名郡長洲町「関文書」、芦北郡芦北町「伊藤文書」、八代市岡町「平野文書」、山鹿市三五「坂田文書」など。

(9) 県立図書館受託「藤岡文書」には、村ごとの「役高揃帳」・「御給知高人畜帳」・「田畑反別調牛馬数調」・「田畑踏作・石高並余産之類しらべ帳」・「造酒鑑札水車株鑑治札大工札免許調べ」・「御百姓段取しらべ帳」・「惣数惣人数惣牛馬数改帳」・「各村諸職業ノ者取調達」があるほか、前掲「肥後藩の農業構造」には中村手永村々の「惣産稼額しらべ書」を収録している。

(10) 内村政光氏「肥後藩の農村制度」、森下功氏「肥後藩手永惣庄屋一覽」、花岡興輝氏「近世初期の手永の諸問題」(「肥後細川藩の研究」所収)

(11) 熊本市新南都町南部義雄氏蔵「戸島村地方並色々手鑑」・「上南都村地方手鑑」、下益城郡松橋町秋岡隆穂氏蔵「小野手鑑」、熊本県立図書館蔵藤岡文書、「諸用手鑑帳筋底分」、芦北郡芦北町岩崎茂氏蔵「湯浦手永大川内懸高反別御帳」、下益城郡城南町西沢氏蔵「坂本村手鑑帳」

(12) 手鑑に記載される内容を、天保十年の上益城郡矢部手永

龜底村「諸用手鑑帳」にみれば、1村役人、2高反別物成、3竈数、4敷之面々、5村入込之次第、6敷之面々、7五人組頭、8至貧心附米配当、9初寄しらべ方、10御用申繕賃銀、11高極之節人数、12御山見分立会、13生竈数、14諸公役順番、15踏出夫銭、16御山藪、17五月出銀、18寸志粗高覚、19商札、20諸山初穂の20項目で、村内の大概のことは知られる。

(13) 松本「諸達物等日限録」(年報熊本近世史昭和46年)

(14) 惣庄屋の記録として、「菊池郡深川手永惣庄屋年中行事記」(「肥後藩の政治」所収)

(15) 阿蘇郡小国町北里篤氏蔵「北里手永略手鑑」は北里寛三郎が会所詰のとき会所で暇々に写したという。

(16) 内村政光氏「肥後藩の農村制度」所収

(17) 一本は藤沢市圭室文雄氏蔵、一本は熊本市蓮台寺町古閑孝氏蔵

(18) 前掲「肥後藩の政治」

(19) 刊行されたものとして「山鹿・中村手永手鑑」(本題は、天保九年戊七月、御巡見様略手控)「肥後藩の農村構造」所収)がある。ほかに未刊数種あり。

(20) 荒尾市日出区、原口昇氏蔵、天保九年(御巡見様略手鑑)

(21) 内村氏「前掲書」所収

(22) 鍛田浩氏「肥後藩の給知制」(熊大「法文論叢」12号)

(23) 松本「肥後藩地方知行制の一考察」(熊本県高校社会科

研究会、「研究紀要」創刊号)

(24) 前掲「肥後藩の農村構造」所収

(25) 下益城郡松橋町、秋岡隆穂氏蔵

(26) 熊本市黒髪町、松山裕祐氏蔵

(27) 鹿本郡鹿央町、鹿史町役場蔵、「明和7年玉名郡中宮手永御給知当御免御帳」

(28) 安政2年飽田既麻御郡代であった。

(29) 宇土支藩は正保3年細川立孝の息宮松(帯刀・丹後守)に宇土三万五千石を分知して成立した。

(30) 下益城郡城南町編「城南町史」所収、「略鑑」

(31) 松本蔵

(32) 熊本大学図書館受託、永宵文庫、延享三年「覚帳」

(33) 前掲「肥後藩の経済構造」所収

(34) 芦北郡芦北町、伊藤武知氏蔵

(35) 熊本近世史料叢書、松本・城後尚年校訂「肥後国中寺社御家人名附」

(36) 藤沢市、圭室文雄氏蔵

(37) 熊本市大江町、森田誠一氏蔵

(38) 熊本大学図書館蔵

(39) 熊本市花園七丁目、森下功氏蔵

(40) 松本「肥州録について」(「肥後国地誌集」解題)

(41) 熊本地歴研究会編「肥後郷土史講演集、第二集」

(42) 「肥州録」「肥集録」は宣孝公の手鑑をさし、広く流布したので熊本県立図書館、熊本女子大学などに多数蔵され

ている。

二 手鑑の村高について

1 郷高と現高

肥後藩初期の村落構造の研究では、極めて初歩的な段階で混乱がみられる。それは史料に表われる村高が郷高であるか、現高であるかを確認しないで村落構造が論ぜられたからである。近世肥後藩の初期村落構造では、天正・慶長・慶長九年の検地帳と寛永期の地無帳・人番帳を使って、比較検討して村落を明らかにする方法がとられている。

なかでも慶長九年の検地帳はもっとも広汎に残っているだけに、同時代については地理的・地域的な特色が浮彫りにされるし、歴史的には他の時期と対比することで、時代的変遷を見るのに好都合であった。而して小野重雄氏は「徳田郡諸村の慶長九年と同十三年の検地諸帳を分析した際に、我々の関心と注意を惹いたことは、検地帳登録人が僅か数年のみを距てるにすぎぬ両帳において、全く、ないし、殆んど一変していることであった。」⁽⁴⁴⁾「それと対比してみると、この伊倉村の場合にあっては、天正十七年から慶長九年という十数年を距ていながら旧帳の登録人殆んど全員がそのまま登録人として慶長九年の帳面にも姿を現わしている。」と指摘し、両帳の性格に論及しているが、一般には両帳の性格の相違は論ぜられぬままに対比されたため、初期村落についての理解に混乱が生じた。

右の如き検地帳の性格は花岡興輝氏が慶長九年の検地帳は天正検

地に依拠して作成された郷帳高に合せて作成されたものであることを明らかにして解決したが、このことは近世史料においても原典批判の必要性を痛感させるものであった。

また肥後藩全域の村高を全時代的に捉えようとする場合にも同じような混乱がみられる。その一例として「肥後国郡高一覧」「肥後藩手永高一覧」⁽⁴⁵⁾をあげることができる。ここでは細川氏入国から元禄十四年までを郷帳高で表示し、以後は現高で示している。この場合編者は郷高と現高の区別を注記しているが、単純に比較すれば元禄十四年を境にして肥後藩は飛躍的に発展したかのような印象を受けるのではあるまいか。⁽⁴⁶⁾

以上例示したように徹視的な研究においても現在までの村落研究では、まず出発点に郷高をあげて、つぎに村落発展の姿として現高にふれるという研究方法をとっていたことが指摘されよう。

こうした傾向が生じた理由として、手鑑の場合にも検討したように、

- 1、近世を通じて諸記録に郷高記載のものと現高記載のものが併用されている。
- 2、とくに公的(対幕府)記録である「肥後国郷帳」⁽⁴⁷⁾によって各期の郷高が肥後藩全域を網羅して把握できる。
- 3、初期・中期に現高記載の記録に乏しく信頼度に不安がある。
- 4、検地諸帳が不揃いのため各期にわたる全藩全郡の数値が得られない。
- 5、郷村帳の村と検地諸帳の村が相違する⁽⁴⁸⁾ため対比が困難である。

などの賭点をあげることができよう。もっと基本的には、郷高と現高とが全く異なった基礎であることへの理解が浅かったことに起因するのかも知れない。

郷高と現高とは同時に論ぜられる問題ではない。細川氏入国当時からすでに現高七四万石による把握がなされていたが、

肥後国郷帳出来申候間進之上ニ可申ハ、越中拜領之刻ハ七拾五万石之少内ニ而拜領仕候故、知行を五拾四万石ニ直シ候故、何モ古へ肥後代ニ仕上候郷帳ハ大形加綴にて御座候由申ニ付承分申上候間、古人之上り候肥後帳ニハ少替申候事（中略）拜領之時右之高ニ而被下請取申役儀は五拾四万石と上意ニ而候（後略）

にみるように、知行高（御判物高）として公許された高五十四万石を基礎とし肥後（加藤忠広）代の郷帳に準拠して郷高を決めている。藩内においてはその取扱いは「公儀御帳面前之高ニ而當時通用無御座」「当時ハ名目計ニ而通用無之」高であった。幕末には郷高の理解にも混乱が生じており、土直實見録では

手水々々之会所ニ有之候郷村高帳・今高帳を以考合候へハ、公儀御役人衆御尋之節申達候村高ハ郷村帳前之高なれば、公儀御帳面前之高を郷高と唱候儀ニも相聞へ申候、然共郷村帳前之高都合して七拾五万石余と成候哉五拾六万石余ニ成候哉於御郡相分り不申候とし、田賦考では「郷高とは七拾五万三千石余之高を云」と考えている。郷高を郷村帳前の高とすれば、寛永・正保・元禄の郷村帳は前述のように御判物高五十四万石に合致する高であった。

こうした郷高（表高）表示をもっとも端的に示す事例は人吉藩である。人吉藩では寛永十一年七月に前々の高辻の通りに朱印を頂戴

し、その後本田・新田改めを行なったが、その高は

本田高貳万貳千百六拾六石 村数35谷数6
新田高貳万七拾六石七斗 村数30谷数6
合 四万参千貳百四拾壹石七斗

であった。惣高の約50%が新田であったが、いわゆる知行高に郷高は幕末まで貳万二千百石であり、寛永以前の新田でも郷高に繰り入れられなかった。

現高は「御免方大意」には「田畑上・中・下位々ニ産出之石盛を積て現高と唱、宝曆地引合以後取扱之高也」とあるけれども、郷村帳の高に対応して用いられたものであるから細川氏入国直後からの高表示であった。その由来を「郡府旧記」は次のように述べている。

（前略）清正公都合五拾四万石御所勘被成、度々御検地被仰付、慶長九年に御給知相究申候由、中略、右御検地前々田畑畝數に御國中一同に此高積にて村切ニ何程と相究申候、是を御先代より之現高と申候、忠広様御代も右之通ニテ御座候、

こうして細川氏に引継がれた現高が江戸全期を通じて肥後藩を表示する第二の高となった。この時細川藩に引継がれた高は賭番で異なっており、七十二万石とも七十五万石ともされ、にわかに断定し難い。近世各期の現高を表示したものが第2表である。

第2表 史料別にみた郡高

	1622 元和 8	1632 寛永 9	1651 慶安 4	1721 享保 6	1728 享保13	1750頃 宝 曆	1768 明和 7	1804 文化元	1824 文政 7	1851 嘉永 4
田麻郡	70,429	70,429	70,914	69,645	70,432	68,948	69,697	70,469	70,429	69,004
山鹿郡	28,483	28,483	30,651	30,537	30,548	36,096	30,707	28,483	28,003	30,707
山名郡	25,676	25,676	26,202	26,200	26,201	26,225	26,243	25,676	25,676	26,243
玉名郡	114,201	114,201	120,078	119,948	120,063	119,927	120,074	114,201	114,201	119,945
志布志郡	48,505	48,505	49,680	49,723	49,753	49,802	49,805	48,508	48,505	49,805
合志郡	26,584	26,584	28,005	27,989	28,051	27,991	28,037	26,584	26,584	28,037
鹿野郡	35,405	35,405	35,873	35,814	35,941	35,814	35,816	35,405	35,405	35,816
南阿蘇郡			30,619	37,614		30,614	30,614			30,614
郷蘇郡			20,814	20,651		20,984	20,986			20,986
阿蘇郡	63,046	63,046	11,527	10,509		11,512	11,512	63,046	63,046	11,512
上益城郡	181,050	181,050	186,790	93,124	93,125	93,458	93,115	—	181,050	93,115
下益城郡			790	71,406	93,735	75,002	93,730	—		71,402
宇土郡	34,196	34,196	34,609	21,934	35,187	21,943	34,861	34,190	34,196	21,935
八代郡	61,777	61,771	61,773	61,533	61,160	61,250	61,534	61,777	61,777	61,250
北郷郡	19,383	19,383	19,387	19,297	19,401	19,297	19,298	19,383	19,383	19,298
12郡計	708,734	708,729	—	696,924	729,599	720,074	—	708,734	708,734	—
豊後計	23,106	—	26,810	26,700	23,835	26,611	26,724	23,604	23,600	26,724
総計	731,840	—	753,739	716,624	753,434	—	752,760	731,840	731,840	751,655
宇土領				除		除				35,253
	※1	※2	※3	※4	※5	※6	※7	※8	※9	※10

出典※1、元和八年「加藤氏侍帳」 熊本県立図書館蔵、

※2、寛永九年十二月二十五日「肥後国郡高目録付御郡奉行」

（「御郡方文書」所収）熊本大学図書館蔵、永青文庫、

※3、慶安四年九月廿八日「御国中本高新高地惣高帳」、全右、

※4、享保六年五月写「肥後国略手鑑」 芦北郡芦北町 伊藤

武知氏蔵、

※5、享保十三年「新編肥後国志草稿」 松本蔵

※6、宝曆頃「御国中高附」（「肥後国中寺社御家人名附」所

収）

※7、明和七年「御国中高附」（「井田衍義」所収）松本蔵、

※8、文化元年写「小国北里手永手鑑」 阿蘇郡小国町、後藤

美道氏蔵、

※9、文政七年写「正院手永略手鑑」 鹿本郡植木町、津野田

亨氏蔵、

※10、嘉永五年写「御国中田畑高物成一紙帳」（「肥後藩の

経済構造」所収）、

これによって肥後藩の郡村が現高把握されていることが明らかにされよう。郷高が公儀通用の公式高であるのに対して、藩内では現高による郷村帳 \parallel 今高帳が通用していたし、その現高は約二%程度の誤差を含んでいるが幕末まで変更されることなく通用した。幕末において郷高に混乱がみられたのは、幕府への郷村帳のほかは郡方では現高による郷村帳 \parallel 今高帳があり、藩内行政には専らこの帳が用いられたことに起因するものと思われる。

つきに現高が近世を通じて変更されていないことはさまざまな問題

第3表 御国中本高・新地惣高

石	297524.67031	蔵納
	456214.45146	配知
	(468797.34390)	撫高)
外ニ	2148.44954	寛永九已前ニ諸屋敷万引高分
	539.69022	寛永十已来右同断
高合	753739.12177	有高
	740640.40400	寛永九ニ上使御衆引渡高
	13098.71777	差引寛永十已来新地出高御知行割ニ加り申分
外ニ	13274.77630	寛永十已来新地方
	8951.60983	新地
	830.32191	出高
	3492.84452	永荒開

を提起する。前にふれたように、現高は藩を表示する第二の高であり、決して折々の現実の郷村高を反映した表示ではないということである。換言すれば、藩内通用の公式表示だということである。この点はしばしば内検高として表示される諸藩の現高と異なっている。

第3表に示す「御国中本高新地惣高帳」(以下惣高帳とよぶ)によれば、惣有高七万三千七百三十九石余は寛永九年の上使御衆引渡高七万四千六百四〇石と寛永十年以来新地出高のうち御知行割りに加り申分一万三千九百八石余の計であり、寛永十年以来の新地方一万三千七百四石は有高のほか計上されたほか、「右之外野開・苧畑畝物等年作之類ハ其年々ニ多少御座候」として計上されていない。惣高帳における新地の扱いに二様がみられるが、それがどのような理由によるか明らかでない。

そのような不明の点を残しながらも、この惣高帳は、現高の原形を伝えるだけでなく、以後の本方(蔵納地・知行地および上知を総称する)と新地・踏開地の三つの形態への分化を示す最初のものとなっている。而して現高(有高)は新地方・出高を一部繰入れた本方の高で示されていることが明らかとなった。

- 一、肥後国現高七拾五万三千三百十石
- 外ニ 土免五ツ式歩八朱余

- 一、新地方 高九千貳百五拾石
- 一、在々より之踏迎上現米三千五百拾石
- 一、蔵納 高三拾万貳百五拾貳石
- 一、配知 同四拾六万貳千三百八石
- 右故越中守代
- 一、土免右同
- 一、新地増 高九百貳拾五石
- 一、踏迎上増 現米七千四百七拾石

- 一、蔵納ノ減 高千五百貳拾石
- 一、配知ノ増 同千五百貳拾石

右肥後守代

- 一、土免四ツ八歩九朱
- 一、新地増 高壹万三千貳百七拾石
- 一、諸運上減 現米八千三百拾石八斗
- 一、蔵納ノ減 高貳万三千四百九拾貳石
- 一、配知ノ増 同貳万三千四百九拾貳石

右当越中守代

右の史料を紹介した西山禎一氏は延宝六年の「御蔵納御給人知高之覚」と対比して、「外ニ、新地方 高九千貳百五拾石」以下の新地方がそれぞれの御蔵納に繰入れられるものであり、従って現高は増加するものと理解しているが、この数字は現高と新地方・諸運上を示したもので、その記載から第4表の如くになると思われる。而して現高は七五三三〇石と明示しながら蔵納三〇二五二石と配知四六二三〇八石の計が現高に新地方を加えた七六二五六〇石と一致するが、それは知行割に加わる分が入るからでないか。ここでは蔵納と配知とが現高によって配分されたものでないことを指摘するに止めるが、この時期の新地方はのちの「古新地」であり、御蔵納同様の取扱いになるので、その意味では御蔵納に入り、西山氏の脱は間違っていないと思う。しかし、新地方はその後も必ず新地方としての表示がなされているのであって、これを現高に繰入れ、現高の増加とみなすことには賛成できない。

こうした地目別の捉え方は検地帳の作成方式でもみられる処で、

第4表 現高・新地方・諸運上

	高		新地方	諸運上
	現高	免		
故越中守代	753,310 石	0.5028	9,250 石	3,510 石
肥後守代	々	0.5028	10,175	10,980
当越中守代	々	0.4089	23,445	2,669.2

慶長期のものには村名のみ又は検地帳とあるものが圧倒的で、新地については全くなく野開が二冊あるにすぎないが、寛永期のものでは、本田畑の田畠地撫帳に対して新地あるいは牟田方地撫帳・野開帳が別帳として作成されている。牟田方は玉名郡小田手永に多くみられるが、大浜村では寛永十年の新地御検地野帳と寛永十二年の畑方地撫御帳とがあり、桜井本村・片諏訪村では田畠と牟田方と双方の地撫帳が作成されている。また野開は飽田郡五町手永に見え、馬出村ほか八ヶ村で地撫帳と野開帳の併存がみられる。「郡府旧記」に寛永十一年納分として、米一四七九四石余銀五四貫一六六匁が計上されるのは、こうした新地・野開から納入されるものであろう。

地撫を「拾芥圃記」にいう「古を見合畝の広狭を平均し位の甲乙を改め竿を入事にも古帳を踏て改る」地押と同じ意味だとすれば、現高は先代の村高に従うことになる。「郡府

旧記」は地撫をそのように解して「御國中之撫之内檢地被仰付、五ヶ村三ヶ村宛組合庄屋御百姓立合、坪々小半を打有畝に御先代より之村高を御賦仕候、高ハ違不申」としている。そうであれば、新地・野開は別個の地撫帳によって捉えられてもおかしくないし、事実、宝曆の地引合では村ごと(御蔵納・給知)と新地方および野開の三冊の地引合帳が作成されているのである。

2 手鑑の村高

現高は藩における第二の高としてほぼ固定しており、郡単位でも大きな変化がないとなれば当然村高も固定していったことになる。しかし細川氏は入国以来、寛永期の地撫・宝曆期の地引合・天保期の地押と三度の内検を行っており、これら内検と村高とが如何なる関係にあるかを検討する必要があるように思う。

村高の検討に先だつて、手鑑記載の村高が従来どのように評価されてきたかを見ることにする。昭和三〇年から十二・三種におよぶ手鑑を紹介された圭室諦成氏は、手鑑に記載された事項から徴税資料としての性格を有したとされるが、具体的にその数値のもつ意味について普及しておられない。ただそれぞれの手鑑の成立年代については逐一その時期を比定しており、手鑑のもつ数値の時代性を考慮に入れたことが推測される。また、書入れ・訂正に關連して「何十年かするうちには訂正がきかなくなつて写し直したものらしい」と指摘し、手鑑記載事項の変更を示唆している。しかし氏の場合には郷高記載の巡見使手鑑をも通常の手鑑と同一にして何ら説明がみられないところを見ると、内容の検討にまで至っていないのかも知

れない。

この点明確に数値の変化を予測したのが田辺哲夫氏である。氏は荒尾手永手鑑の一本について、「この手鑑の原本の統計はそれより(書写された時期―筆者注)若干古いものである。然し写した時にはこの統計で不都合はなかった筈であるから、古いといっても数年のことであろうか。」と述べている。手鑑が村の実態を述べるものであれば当然開発によって村高に変化がみられるべきであり、逆に村の実態を反映するからこそ手鑑は近世農村研究の基本文献としての評価を得たのであるから、田辺氏の意見は手鑑記載の統計に關する理解を代表する見解といえるのではあるまいか。

一方、江戸時代中期以降の村高の固定化を指摘し、これによっては正確に村の実態はとらえ得ないとするのが「城南町史」である。ここでは「新編肥後国志草稿」と天保十三年の「略鑑」を対比してこの結論を導いている。

まず手鑑統計の変化を示すとされる書入れ・張り紙による訂正についてみると、数種のものについて確かめられるが、その訂正は第5表に示すごとき事項であつて、村高・物成高については何ら変更はみられない。土地に關する数値の変化は稀であり、しかも諸開の部分に限られている。ここからも村高の中核部分が固定していることが裏付けられよう。

さて、手鑑における村高の変化を元禄12・寛政11・文化元・明治3年と各期の手鑑が残っている小国北里手永について比較してみると、物成納である本方・新地は官原町を除いて、元禄12年以來明治3年まで高・物成・免・田畑面積すべて全く変化なく、又これを

第5表 手鑑における書改め個所

史料名	変更個所
元禄15. 湯浦手永大川内懸高反別帳	(標題) 高反別帳→手鑑御帳 竈数、役人数
延享5. 下益城郡河江手永御給知 高反別帳	(日付) 延享5年6月→寛延3年5月→宝暦4年5月 (宛名) 西太次平殿→遠藤円次殿
明和5. 坂下手永村々田畑高物成反 別帳	(奥書) 明和5年写之、佐平 ↓ 天保14卯11月斎藤氏 三村章太郎殿
文政9. 矢部手永略手鑑	庄屋名、村の等級 野開の項→諸畝物、御赦免開、反懸米、荒地起 畝物
天保13. 本庄手永略手鑑	竈数、惣人数、牛馬数 九品寺村 諸率公人上納米、大江村鉄砲組開地
天保15. 内田手永略手鑑	庄屋名、会所役人名
安政4. 仮題(矢部手永略手鑑)	庄屋名、在御家人名、会所役人名
元治元. 内牧手永増補手鑑	庄屋名
年未詳. 深川手永手鑑	竈数、人数、牛馬数 庄屋名、在御家人名、会所役人名
文化11. 深川・河原手永手鑑	(未見)

「新編肥後国志草稿」と合せてみると本方と草稿のいう村高とは完全一致する(第6表参照)。手鑑の村高は本方高であることが確実である。北里手永の場合本方の設定を知る寛永地撫帳がないので、後期の手鑑で村高が損める既麻郡本庄手永で地撫帳の高と手鑑の高を検討してみると、寛永地撫帳が残っている十二ヶ村のうち八ヶ村で一致がみられ(第7表参照)、しかも寛永地撫帳の村高は慶長期の検地帳高を踏襲しているので、手鑑にみる村高が固定したのは慶長期だとしてよいであろう。前に掲げた郡別現高一覧の傾向と一致するのである。この作業によって寛永の地撫の本方高と「肥後国志草稿」村高と手鑑の村高とがほぼ一致することが確認できた。もし地撫帳・手鑑を欠く村の場合でも、肥後全域を網羅している国志草稿の村高(森本一瑞の「肥後国誌」は草稿の村高をそっくり踏襲している)から寛永期の本方高を復元することが可能なのである。つぎに宝暦の地引合との関連をみると、これは寛永の地撫以来「百余年来其儘にて被開、地方之動きは其後出来之名寄帳迄を取扱押移候故、段々間違、地方之根元之見図帳不致符合、只今に至候ては、無捩帳面成行」を名目として、本地・新地方・諸開の地目ごとに見図帳を作らせ、一筆く帳と引合せて隠田を摘発すると共に、以後の村高の基準としたのである。

本方は寛永の地撫で村高と確定したほか、新地方も直接の関連史料は得られないが、慶安四・寛文四・延宝八頃・貞享元・宝永八の五度の調査が推測されず本方同様物成納の取扱をうけているので、この部分について隠田摘発が七百余町(それも「空地を開地に仕、無年貢に耕作仕来分」であるから新地方に属する)に止まった

寛政 11 年					明治 3 年	
野 間	藪	上 畝 物	畝 物 田	上 り 開	本方・新地	御郡間新地
町 取 歩	町 取 歩	町 取 歩	町 取 歩	町 取 歩	石	石
64.99.09	1.01.00	3.13.15	2.57.24	0.42.00	727,780	石
15.42.18	0.45.00	0.31.24	0.74.00		362,200	11,455
27.13.03	0.44.15	0.46.18	1.19.03		975,632	2,577
42.31.12	0.39.12	0.64.06	2.20.00		523,687	
40.90.09	0.47.24	1.14.12	1.33.15		862,970	
30.99.18	0.30.03	2.27.18	1.00.21	0.65.00	809,342	0,968
6.83.21	0.15.00	0.43.18	0.03.06	0.07.00	192,320	0,560
6.71.03	0.11.18	0.10.09	0.13.00		190,123	
23.53.03	0.95.18	0.27.06	1.73.03	0.25.09	744,309	2,951
					160,600	
3.35.15	0.08.00	0.12.24	0.04.06		135,135	3,694
28.67.21	0.91.03	0.11.15	0.64.24		242,162	1,35
5.47.12	0.28.15	0.07.24	0.13.00	0.08.24	288,000	6,494
295.25.15	6.11.18	9.11.09	11.76.12	1.48.03	6,214,260	30,049

合併により馬場手永の半田村分が加わったためである。

合		外		惣 合	
面 積	高	面 積	高	面 積	高
町 取 歩	石	町 取 歩	石	町 取 歩	石
43.34.00	447,261	0.95.12	12,896	44.29.12	460.16
40.76.21					△ 444,509
59.55.16	397,3164	3.73.20	27,3476	63.29.06	424,664
59.36.03					△ 416,952
		4.77.09	24,84112	56.66.12	292.125
36.51.24	365,13534	0.11.11	1,47766	36.63.06	366,613
30.21.00					
60.56.23	576,926	0.44.28	4,625	61.01.21	581,551
55.26.15					
50.29.16	440,192	7.71.16	79,641	58.01.02	519,833
46.34.03					
14.09.06	227,271	0.65.09	5,792	14.74.18	143,063
13.94.00					
30.58.19	278,8864	5.29.27	45,6195	35.88.16	324.5059
30. []					△ 311,104
42.01.21	483,714	0.88.06	26,395	42.89.27	510,109
41.45.24					
44.55.09	359,080	3.97.18	20,9285	48.52.27	251,495
42.62.09					△ 254,267
100.98.21	719,693	0.41.09	2,9400	101.40.00	722,633
87.97.06					
		4.00.24	12,8445	107.50.24	576.4065

川下などである。
 の、下段は手鑑の高表示。

第6表 小国北里手永本田・新地・諸開一覽 (除馬場手永)

			元 禄 12 年				
			高	物 成	免	新地出高	御郡方新地出高
黒城宮萩西北柿小滝片蔵江灰	淵原里里追田寺田園屋原	村村村村村村村村村村村	石	石		石	石
			721,326	280,296	0.3886	6,454	
			360,437	109,745	0.3143	1,763	11,352
			580,837	166,115	0.2859	34,340	0,424
			521,014	161,700	0.3104	2,673	
			859,628	288,646	0.3358	3,342	
			791,540	252,782	0.3194	15,260	0,968
			190,173	74,982	0.3929	2,147	0,560
			190,173	76,886	0.4043	1,030	
			738,614	255,945	0.3465	5,693	2,951
			160,000	46,172	0.2886		
			134,185	52,072	0.3881	0,949	3,694
			239,985	67,027	0.2993	2,177	1,35
			224,198	74,949	0.3343	3,802	6,584
計	5,712,716	1,907,326	0.3338	79,630	27.883		

※宮原村のみ寛政11年以降953石4889勺と石高のびがみられるが、これは小国両手永

第7表 寛永地撫帳における元畝・現畝と高 (託麻郡本庄手永)

村 名	田		厩	
	面 積	高	面 積	高
本 山	可取歩	石	可取歩	石
	22.53.09	283,988	20.80.21	163,276
九 品 寺	0.47.27	5,57	59.07.19	391,7469
	0.47.12		58.88.21	
渡 鹿			51.89.03	267,2835
			50.50.18	
八 王 寺	18.26.06	229,67534	18.25.18	135,46
	14.85.09		15.35.21	
西 牟 田	34.24.20	448,293	21.32.03	128,633
	36.62.06		18.64.09	
芳 指 崎	23.84.25	263,914	26.44.21	176,278
	22.40.18		23.93.15	
西	10.76.27	118,459	3.32.12	18,812
	10.69.03		3.24.27	
平 野	15.98.10	177,108	14.60.09	101,7784
			14.43.09	
平 田	30.19.03	389,584	11.82.18	94,130
	29.87.06		11.58.18	
南 部	20.37.00	224,070	24.18.09	105,010
	18.09.21		24.12.18	
長 嶺	23.14.03	279,923	77.84.18	439,770
	20.18.09		67.78.27	
戸 島			103.50.00	563,562

(注) 1. 田・畠・合ごとの面積表示のうち上段は元畝であり、下段が現畝である。
 2. 外ニの内訳は、御寄下、堀川、堤、土取、井手下、河原下、永荒、年々荒、
 3. 惣高における△印は、文化8年「託麻郡本庄手永略御手鑑帳」と相違するも

のであって、余り効果は期待できなかった。むしろ宝曆地引合の本
 当の意味は受免制の実施と、諸開の実態把握にあったのではあるま
 いか。受免制の実施はこの時点では失敗し、享和三(一八〇三)ま
 で待たねばならなかった。「官職制度考」に「荒地高 宝曆中地撫
 の時荒地を改めて記す所の高一万千七百七十一石余物成五千四百八
 十石余」とあり、この高は惣庄屋見分の開であるが、「惣庄屋より
 改め畝指て無之」ゆるやかなものであったが、宝曆地引合によって
 完全に把握された結果「細密詳悉無不尽民間の余沢此時に渴」する
 に至ったという。

手鑑には本方だけを記すものも少くないが、新地方・諸開を記載
 するものもあり、北里手永の事例では新地方は変化なく、寛政期と
 文化期では諸開の部分に変化し伸びている。新地方も固定していた
 ことが予想される。嘉永四年の高物成惣一紙帳によって諸開をみる
 と、畝物(本方・御郡方)・野開・御赦免開・御給人上畝物・受赦
 ・御歳・塩浜と並んで御開の項目があり、これを抽出してみると
 下益城郡河江手永 二二四町余 住吉・鹿島・三軒屋御開
 八代郡高田手永 一〇〇町 敷川内御開

一三町余	麦島・高田河原開	
種山手永	四四町余	御開
野津手永	一二七町余	御開
芦北郡水俣手永	三〇町余	御開
湯浦手永	三町余	御開
宇土郡松山手永	八〇町余	御開
郡浦手永	八七町余	御開

玉名郡荒尾手永 一一一町余 御開
 飽田郡横手手永 貳町余 御開

の十四例があり、これらは野開・御赦免開とは別個に項目をたてて
 いる処からみても、いわゆる干拓新田に属する土地であろうと考え
 られる。右のうちその名称から云って築造年代が明らかなのは、
 三軒屋御開||明和三(一七六六)年、敷川内御開||明和六年、高田
 河原御開||明和元(一七六四)年の三例であるが、いずれも明和期
 の築造で、書写した嘉永四(一八五一)年までに九十年を経過して、
 生産力も増大しかつ安定したであろうと思われるのにまだ諸開とし
 て登録されているのである。ほかの御開も明和以後と思われるが、
 それらが熟田畑化したと考えられるのに、新地方の名目に繰込まれ
 てない(それは新田高が変化しないことで説明できる)のは、新
 地方が固定しているためだと思われる。

諸開の生産力は相当低く見積られたと見えてその租税負担は徳米
 または上納米と呼ばれるが、反別最高四斗八升余、最低一斗五升程
 度であり(第8・9表参照)、相当の余力を見込んでよいのではあ
 るまいか。宝曆以後に、村々から多くの寸志が差出され、在御家人
 が差出するのは、諸開による余力を考えねば理解できない。

以上のように、手鑑に記載される高のうち村高(現高)として公
 式に表示される高は本方に限られている。新地方は本方同然ではあ
 っても村高には含まれず、手鑑でも手永集計にだけ表示されて、村
 ごとの新高把握はなかなか困難を伴う。諸開が新地よりも一そう
 軽く扱われているのは、高に結ばれず年々の収穫が不安定なため
 であろう。その中で、村をあげて新地である村立新地の場合は、新地

第8表 諸御郡古新地、御郡方新地・諸畝物・諸御開一紙帳

文政10年11月

		田畑畝数	徳米	反当り
畝物 上納	本方 宝曆以前	300.72.16	503.18193	1.70
	上納 〳 後	167.94.14 $\frac{1}{2}$	428.00959	2.54
	御郡方 宝曆以前	372.12.01	873.60309	2.34
	〳 以後	1618.59.06 $\frac{1}{2}$	2867.32341	1.77
本方開	宝曆以前	202.30.22	983.77327	4.86
	〳 以後	79.48.12	357.71353	4.50
郡方開	宝曆以前	346.58.24	1349.82575	3.89
	〳 以後	428.68.06	683.20957	1.59
諸御間御開		1128.76.18	上納米 2468.26998	2.18
未無上納		111.74.15		

第9表 新地・諸開一覽

	慶安 4	宝曆前	文政 10	嘉永 4
古新地	石 26373,494		石 22810,218	石 23833,297
郡方新地			5638,481	5678,825
本方上畝物	}	町歩 300.72.16	町歩 467.67.00 $\frac{1}{2}$	}
郡方上畝物		372.12.01	1990.71.07 $\frac{1}{2}$	
本方開		202.30.22	281.79.04	
郡方開		346.58.24	775.27.00	
諸間開			1128.76.18	
未上納無			111.75.15	
諸開計	野開刈畑畝物 一年作アリ	1121.74.03	4755.96.15	17544,04,11

慶安4.「御國中本高新地惣高帳」文政10「諸御郡古新地、御郡方新地、諸畝物諸御開一紙帳」嘉永4.「御國中田畑高物成惣一紙帳」による。

ながら村高として計上されている。次にその例をあげよう。

3 村立新地

「肥後国志草稿」には「松崎村 長岡帯刀新開田畑三拾六丁余」
「二高子原村 長岡帯刀新開田畑五拾六丁余」⁽⁹⁾ (以上八代郡高田手)

御給知 小野田町村

一高三石八斗

御土物成碇石壹斗五升壹合

高三ツ壹分

受御物成九斗三升六合

高貳ツ四分六朱三厘

田畝三反八畝

高反碇石

米反三斗三合

飯反貳斗四升六合三勺

新地山畑新地

一高七拾貳石貳斗壹升五合

御土物成貳拾八石九斗壹合

高四ツ貳厘

受御物成貳拾四石八斗五升

高三ツ四分四朱貳厘

田畝五町三反貳拾壹歩

高反碇石壹斗三升六合

米反四斗四升七合四勺

永の項)のほか、阿蘇郡内牧手永では、永草村、乙姫村などが「新
知高アリ」として村高が示されずに村としてあげられている。これ
らの新村は村高が本方でなく村立新地となっているほかは他と全く
異ならない取扱をうけている。内牧手永の本方の村と新地の村の記
載を対比してみよう。(上段本方・下段村立新地)

村立新地 黒流町村

並山畑新地 (吉良辰四郎)

一高百四拾七石四斗九升壹合

御土物成七拾石三斗六升九合

高四ツ七分七朱壹厘

受御物成五拾貳石四斗五升

高三ツ五分五朱六厘

田畝拾貳町九反四畝廿七歩

高反碇石三升貳合四勺

米反四斗九升貳合八勺

飯反三斗五升四合九勺

畑畝四町八反七畝拾八歩

高反貳斗八升貳合九勺

米反壹斗三升四合貳勺

飯反無

内

荒地引

残高百三拾九石九升三合

御土物成六拾六石三斗五升

飯反三斗七升壹合七勺

畑畝六町三反六畝九步

高反式斗九升五合六勺

米反八升六勺

飯反無

御郡方新地

一高五石七斗

御土物成壹石七斗六升七合

高三ツ壹分

受御物成壹石六斗四升貳合

高式ツ八分八朱

田畝五反七畝

高反壹石

米反三斗壹升

飯反式斗八升八合

庄屋給米引高

一米壹斗九合

一同三斗七合四勺

一同式石五斗三升八合

一同三斗壹升八合壹勺

合

引高四拾壹斗

一竈敷三拾六軒

一男女百五拾五人

受御物成四拾八石四斗四升貳合

御郡方新地

一高八石七斗四升

御土物成式石七斗四合

高三ツ八朱

受御物成式石式斗九升壹合

高式ツ六分九厘

田畝八反七畝廿四步

高反壹石

米反三斗八合

飯反式斗六合九勺

内

荒地引

殘高八石四斗

御土物成式石四斗七升六合

受御物成式石六斗三合

庄屋給米引高

一米式斗壹升九合五勺

一同五斗四升六合六勺

一同式石三斗五升八合八勺

一同四斗五升壹合五勺

合

引高七石五斗

一竈敷三拾五軒

引高懸

帳番

筆紙

引高懸

帳番

筆紙

男七拾五人
女八拾五人

一牛馬六拾貳疋

牛貳拾五疋

馬三拾七疋

小野田町村も御給知(本方)の都合が僅か三石八斗の村であるから、村立新地の村である黒流町村との対比の事例として適切でないかも知れないが、この村は御給知(本方)・山畑新地(御蔵納扱)と御那方新地(官職制度考では「郡間納になる今小物成に納」とある)の三種、当時の安定した耕地の全形態を備えている標準的な村である。黒流町村の耕地・庄屋・給米・人畜の割合をこれと対比しても差違はみとめられない。人畜の把握については村内の新地方は公役負担はなかったが、村方新地では公役・出来とも本方同然の仕事があった(「農政簡策」二六五頁)から、当然要求されることであつた。

しかも、右にあげた村立新地の村はすでに「肥後国志草稿」II(享保13年)にも記載される村であるから不安定な土地ではなかつたと思われる。

手永の集計では村立新地高は新地方の中に含まれるけれども、村としての機能の面や租税負担で本方と同じ取扱をうけている。ここにもみられるのは名目上の差違にすぎない。こうした差違を決定づけたものが寛永地撫であつたと思われる。玉名郡北牟田村の場合、寛

一男女百九拾九人

男百四人

女九拾五人

一牛馬百拾五疋

牛三拾貳疋

馬八拾三疋

永十年の人畜改めの段階では村高が決定されず田畠五一町三反余と表示⁽⁹⁾されているが、「国志草稿」では本方に繰込まれて六百卅五石の村高で表示されている。

高田手永の手鑑がないので断言はできないが、松崎村・高子原村も古新地に繰入れられ明治に及んだものと思われる。また近世後期に相ついで陸化した八代海沿岸の百町新地・四百町新地・八百町新地の干拓新地はそれぞれ文化二年⁽⁹⁾潮留↓文化三年⁽⁹⁾割渡・文政二年潮留↓文政三年⁽⁹⁾割渡・文政四年潮留↓文政五年⁽⁹⁾割渡を行なつたが、新地とは呼ばれているものの、賃租が上納米で納められ、その租率も三分の一程度であることから、野開扱であることが指摘できる。(第10表参照)。これまた原則が貫かれていることが明らかである。

第10表 八代海沿岸干拓新田の上納米と作徳

	新 地			上 納 米		作 徳
	面 積	高	反別高	高	反別高	
百 町 新 地	101.50.00 ^{町 歩}	1625.000 ^石	1. 6 ^{石 斗}	50. ^{石 ※}	5 ^斗	1096.401 ^石
四 百 町 新 地	337.余	5065.85	1. 5	1688.95	5	3777.9
七 百 町 新 地	563.38.21	7887.418	1. 4	2535.241	5	5352.176

熊本大学国史学科研究会「肥後藩の八代新田開発」（『熊本史学』24号）により作成。
 ※百町新地は郷備開のため上納のほか、野津手永御救備313石3斗、御普請料差出銀主渡
 163石2斗9升8合3勺7才が支払われている。ほかの新地が官築新地の性格がつよとする
 指摘を裏付けるものといえる。

注

- (43) 小野重雄氏「肥後国天正・慶長検地帳の分析―菊池郡伊倉村および岩本村を中心として―」（神奈川大学「社会科学の方法と諸問題」所収）
- (44) 花岡興輝氏「肥後の検地帳―特にその成立について―」（『熊本史学』29号）
- (45) 森下功氏（『熊本県史別巻二』所収）
- (46) 久武哲也氏「近世肥後藩の村落構造とその展開過程―玉名郡中富手永を中心に―」（『史林』五七巻二号）は、近世村落構造の展開を全時代的な視点で捉えた労作と思うが、郷高と現高を混同しているため村落類型自体が狂っている。また下益城・宇土郡の石高は宇土支藩領を含むはずすかによって変化しているのであって、こうした基本的な誤解は熊本の近世史研究の欠陥を示すものに外ならない。
- (47) 熊本県立図書館蔵、寛永十一年「肥後国郷帳」のほか熊本大学図書館受託、永青文庫に、正保三年「肥後国郷帳」寛文四年「肥後国之内、豊後国之内郷帳」および元禄十二年「御絵図ニ御添御評定所江被差上候郷帳之控、肥後国郷帳」がある。
- (48) 八木田政名「新編事蹟通考」のうち郷荘沿革参照（『肥後文献叢書』第三巻所収）、検地帳の村は郷荘沿革、新編肥後国志草稿に同じ。
- (49) 寛永11年「御国御書案文」永青文庫蔵
- (50) 西山禎一氏「前掲書」

永本方先知方新地方当御土物成高反別帳」

- (80) 寛政11年・文化元年「小国北里手永手鑑」阿蘇郡小国町後藤美道氏蔵

- (81) 藤沢市、圭室文雄氏蔵、明治三年「小国北里手永手鑑」

- (82) 「御免方雜部」(「肥後藩の政治」一四六頁)

- (83) 地引合見図帳之儀ニ付、相違候得付等之事(「藩法集」一二六頁)によると、上益城・玉名・菊池・合志・野津原・鶴崎の各郡では、郡内で地引合せを行ったようである。

合志郡竹迫手永では宝曆地引合帳はなく、宝曆期にそれまでの地撫帳を写して差出したことがわかる(「肥後國検地諸帳目録」)。

- (84) 前掲「藩法集」三七一頁

- (85) 益田弥一右衛門上巻(「肥後藩の政治」所収)、この揚合七ヶ年間無年貢とし八年目より相應に年貢取立てたところが、寛政九年「御年貢庭帳改正」で一六七町の陰田・陰畝が發覚した際三ヶ年免稅のち上納を命じ、それを別途積立てた例(「竜峯村史」一〇八頁)からみて、新地方に繰入れたのではなく、諸開へ入れたと思われる。

- (86) 圭室歸成氏はこの時の受免実施を断念したのは、農民の反対があったと推定している(「肥後藩の政治」一一九頁)。

- (87) 「肥後文献叢書」第一巻所収

- (88) 「全右書」一六七頁、荒地改

- (89) 熊大図書館受託永宵文庫、密書輯録、「諸御郡古新地御郡方新地諸畝物諸開一紙帳」

- (90) 森田誠一氏「近世の郷土制、特に金納郷土の性格―肥後

藩政史との関連において―」(森田誠一編「肥後細川藩の研究」所収)。

- (91) 生田宏氏「肥後近世史年表」には、延宝三年起工、同三年成る、面積一二一町余とあり。

- (92) 阿蘇郡阿蘇町立図書館蔵「内牧手永増補手鑑」

- (93) 東史料編纂所編「大日本近世史料、肥後藩人畜改帳」五所収

- (94) 熊本大学国史学科研究会「肥後藩の八代新田開発―百町・四百町・七百町新地について―」(「熊本史学」24号)

む す び

肥後細川藩における村高を手鑑を素材として検討した結果、郷高五万石は藩内においては用いられない高で、藩内においては寛永期の地撫に基づく現高七万石が公式の高として通用したことが確認される。さらに近世の開発になると考えられた新地方(古新地・御郡方新地)も、実は宝曆地引合以前において地目が設定され、地引合以後には固定していることが明らかとなった。

而して近世の開発は専ら諸開なる地目のもとに繰入れられ、収税面では畝物・上納米として本方・御郡方・諸間に納められるものであった。従って農村構造の実態に迫るには諸開きの部分をこそ重視せねばならない。

本稿では「村高」の追求にしばられたために農民層の分解・収税機構・給人の地方支配との関連などふれることができなかったが、今後の問題としたい。